

令和6年度 山江村地域防災計画 修正の概要

主な修正項目

1. 山江村地域防災計画 令和6年度修正案の概要

(1) 防災基本計画の修正(R5年6月)の反映

- ・災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化
- ・地震情報の解説・伝達
- ・障がい者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

(2) 熊本県独自修正の反映

- ・建設型応急住宅の建設候補地の検討

(3) 山江村独自修正の反映

- ・万江体育館の指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び開設
- ・地区防災計画の策定

2. 防災基本計画の修正(R5年6月)の反映

(1) 災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化

(第2章-第12節:災害ボランティア計画) 資料2:P20～

災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、今後は、山江村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者(山江村社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努め、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、災害ボランティアセンターを運営する者(山江村社会福祉協議会等)と協議のうえ、山江村地域防災計画に明記し、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(2) 地震情報の解説・伝達

(第2章-第5節:地震災害予防計画) 資料2:P12～

地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報(震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等)、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

2. 防災基本計画の修正(R5年6月)の反映

(3)障がい者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

(第2章-第10節:避難收容計画) 資料2:P18～

障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3. 熊本県独自修正の反映

(1)建設型応急住宅の建設候補地の検討

(第2章-第10節:応急仮設住宅建設予定の場所選定) 資料2:P18～

発災直後は、建設型応急住宅の候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。

4. 山江村独自修正の反映

(1)指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び開設 修正

(第2章-第10節:避難收容計画) 資料2:P16～

万江地区の指定緊急避難場所、指定避難所については、令和5年6月に現在の「万江体育館」を新たに指定した。

4. 山江村独自修正の反映

(2) 地区防災計画の策定

(第2章-第14節:地区防災計画) 資料2:P22～

地区防災計画とは、各地区の特性を踏まえた実践的な防災計画を作成し、「共助」の意識を醸成させ自発的な防災活動計画を策定することであり、山江村においても、自助・共助・公助の防災活動のうち共助の部分膨らませ、災害が起きた時の準備と災害時の行動計画を各地区で策定。

策定状況については以下のとおりである。

行政区	策定の有無	備考
1	無	地区説明済み
2	無	地区説明済み
3	無	地区説明済み
4	有	R5. 12月策定
5	有	R5. 12月策定
6	有	R5. 12月策定
7	有	R5. 12月策定
8	有	R5. 12月策定
9	有	R5. 12月策定
10	有	R5. 12月策定
11	無	地区説明済み
12	有	R5. 12月策定
13	有	R5. 12月策定
14	有	R5. 12月策定
15	有	R5. 12月策定
16	無	地区説明済み